

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
（附則第四十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（不正受給者からの費用の徴収等） 第四十七条（略）</p> <p>2 前項の場合において、第五十五条第一項第三号に規定する保険医療機関若しくは第五十五条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関において診療に従事する保険医（第五十八条第一項に規定する保険医をいう。）又は健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医又は主治の医師に対し、給付を受けた者と連帯して前項の規定により徴収すべき金額を納付させることができる。</p> <p>3（略）</p> <p>（短期給付の種類） 第五十一条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 家族出産費 五 十三（略）</p> <p>（療養の給付） 第五十四条（略）</p> <p>2 食事の提供である療養（前項第五号に掲げる療養と併せて行うものに限る。以下「食事療養」という。）に係る給付及び健康保険法第六</p>	<p>（不正受給者からの費用の徴収等） 第四十七条（略）</p> <p>2 前項の場合において、第五十五条第一項第三号に規定する保険医療機関若しくは第五十五条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関において診療に従事する保険医（第五十八条第一項に規定する保険医をいう。）又は健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十四条第一項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医又は主治の医師に対し、給付を受けた者と連帯して前項の規定により徴収すべき金額を納付させることができる。</p> <p>3（略）</p> <p>（短期給付の種類） 第五十一条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 配偶者出産費 五 十三（略）</p> <p>（療養の給付） 第五十四条（略）</p> <p>2 食事の提供である療養（前項第五号に掲げる療養と併せて行うものに限る。以下「食事療養」という。）に係る給付及び健康保険法第四</p>

十三条第二項に規定する厚生労働大臣が定める療養（以下「選定療養」という。）に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

3 第一項の給付（健康保険法第六十三条第四項に規定する厚生労働大臣が定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第七条第二十三項に規定する療養病床等に入院している者については、行わない。

（療養の機関及び費用の負担）

第五十五条 組合員は、前条第一項各号に掲げる療養の給付を受けようとするときは、次に掲げる医療機関又は薬局から受けるものとする。

一・二（略）

三 保険医療機関又は保険薬局（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）

2 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付について健康保険法第七十六条第二項の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額（当該給付（第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。）に薬剤の支給（第五十五条の三第三項各号に掲げるものを除く。）が含まれるときは、当該金額並びに当該薬剤の支給について同法第七十四条第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した金額の合算額）を一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとする。ただし、前項第二号に掲げる医療機関又は薬局から受ける場合には、組合は、運営規則で定めるところにより、当該一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものことができる。

十三条第二項に規定する厚生労働大臣の定める療養（以下「選定療養」という。）に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

3 第一項の給付（健康保険法第四十三条第四項に規定する厚生労働大臣の定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第七条第二十三項に規定する療養病床等に入院している者については、行わない。

（療養の機関及び費用の負担）

第五十五条 組合員は、前条第一項各号に掲げる療養の給付を受けようとするときは、次に掲げる医療機関又は薬局から受けるものとする。

一・二（略）

三 保険医療機関又は保険薬局（健康保険法第四十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）

2 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、健康保険法第四十三条ノハの規定の例により算定した金額を一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとする。ただし、同項第二号に掲げる医療機関又は薬局から受ける場合には、組合は、運営規則で定めるところにより、当該一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものことができる。

一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合 百分の二十

二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 百分の十

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、政令で定めるところにより算定した報酬の額が政令で定める額以上であるとき 百分の二十

3 組合は、運営規則で定めるところにより、第一項第一号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者については、前項の規定の例により算定した金額の範囲内で運営規則で定める金額を一部負担金として支払わせることができる。

4・5 (略)

6 前項に規定する療養に要する費用の額は、健康保険法第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した金額（当該金額の範囲内において組合が第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局との契約により別段の定めをした場合には、その定めたところにより算定した金額）とする。

7 第二項の規定により一部負担金を支払う場合においては、当該一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

（入院時食事療養費）

第五十五条の二 (略)

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養について健康保険法第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の

3 組合は、運営規則で定めるところにより、第一項第一号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者については、健康保険法第四十三条ノ八の規定の例により算定した金額の範囲内で運営規則で定める金額を一部負担金として支払わせることができる。

4・5 (略)

6 前項に規定する療養に要する費用の額は、健康保険法第四十三条ノ九第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めたところにより算定した金額（当該金額の範囲内において組合が第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局との契約により別段の定めをした場合には、その定めたところにより算定した金額）とする。

7 第二項の規定により一部負担金を支払う場合においては、健康保険法第四十三条ノ八第一項の規定の例により算定した金額（その金額のほか同条第二項から第五項までの規定の例により算定した金額を一部負担金として支払う場合においては、これらの金額の合算額）に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

（入院時食事療養費）

第五十五条の二 (略)

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養について健康保険法第四十条ノ十七第二項に規定する厚生労働大臣の定める基準によりされる

例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から同項に規定する標準負担額（以下「標準負担額」という。）を控除した金額とする。

3）7（略）

（特定療養費）

第五十五条の三 組合員が公務によらない病気又は負傷により、次に掲げる療養を受けたときは、その療養に要した費用について特定療養費を支給する。

一 健康保険法第八十六条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関（以下「特定承認保険医療機関」という。）から受けた療養

二（略）

2 特定療養費の額は、第一号に規定する金額（当該療養に食事療養が含まれるときは、当該金額及び第二号に規定する金額との合算額）とする。

一 当該療養（食事療養を除く。）について健康保険法第八十六条第

二項第一号に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から、その額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した金額

二 当該食事療養について健康保険法第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から標準負担額を控除した金額

算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から同項に規定する標準負担額（以下「標準負担額」という。）を控除した金額とする。

3）7（略）

（特定療養費）

第五十五条の三 組合員が公務によらない病気又は負傷により、次に掲げる療養を受けたときは、その療養に要した費用について特定療養費を支給する。

一 健康保険法第四十四条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関（以下「特定承認保険医療機関」という。）から受けた療養

二（略）

2 特定療養費の額は、第一号に規定する金額（当該療養に食事療養が含まれるときは、当該金額及び第二号に規定する金額との合算額）とする。

一 当該療養（食事療養を除く。）について健康保険法第四十四条第

二項第一号に規定する厚生労働大臣の定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）の百分の八十に相当する金額

二 当該食事療養について健康保険法第四十三条ノ十七第二項に規定する厚生労働大臣の定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から標準負担額を控除した金額

3 第一項の療養（第五十五条第二項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。）に薬剤の支給（次に掲げるものを除く。）が含まれるときは、特定療養費の額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する金額から当該薬剤の支給について健康保険法第七十四条第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した金額を控除した金額とする。

一 健康保険法第七十四条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める療養に伴う薬剤の支給

二（略）

三 健康保険法第八十六条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める療養に含まれる薬剤の支給

4～7（略）

8 第五十五条第一項第一号又は第二号に掲げる医療機関が健康保険法第八十六条第一項第一号の承認を受けたときは、第五十五条第一項の規定にかかわらず、当該医療機関においては療養の給付（入院時食事療養費に係る療養を含む。）を行わない。

9・10（略）

（療養費）

第五十六条（略）

2（略）

3 前二項の規定により支給する療養費の額は、当該療養（食事療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に療養（食事療養を除く。）に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）からその額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した金額（次項において「定率支給標準額」という。）及び当該食事療養について算定し

3 第一項の療養に薬剤の支給（次に掲げるものを除く。）が含まれるときは、特定療養費の額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する金額から当該薬剤の支給について健康保険法第四十三条ノ八第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した金額を控除した金額とする。

一 健康保険法第四十三条ノ八第三項第一号に規定する厚生労働大臣の定める療養に伴う薬剤の支給

二（略）

三 健康保険法第四十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める療養に含まれる薬剤の支給

4～7（略）

8 第五十五条第一項第一号又は第二号に掲げる医療機関が健康保険法第四十四条第一項第一号の承認を受けたときは、第五十五条第一項の規定にかかわらず、当該医療機関においては療養の給付（前条第一項に規定する入院時食事療養費に係る療養を含む。）を行わない。

9・10（略）

（療養費）

第五十六条（略）

2（略）

3 前二項の規定により支給する療養費の額は、当該療養（食事療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に療養（食事療養を除く。）に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）からその額に健康保険法第四十三条ノ八第一項に規定する一部負担金の割合を乗じて得た額を控除した金額（次項において「定率支給標準額」という。）及び当該食事療養について算定した費用の額

た費用の額（その額が現に食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から標準負担額を控除した金額の合算額（第一項の規定による場合には、当該合算額の範囲内で組合が定める金額）とする。

4 第一項又は第二項の療養費に係る療養（第五十五条第二項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。）に薬剤の支給（次に掲げるものを除く。）が含まれるときは、療養費の額は、前項の規定にかかわらず、定率支給標準額から当該薬剤の支給について健康保険法第七十四条第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した金額を控除した金額（第一項の規定による場合には、当該金額の範囲内で組合が定める金額）とする。

一 健康保険法第七十四条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める療養に伴う薬剤の支給

二（略）

三 健康保険法第七十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める療養又は同法第八十六条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める療養に含まれる薬剤の支給

5（略）

（訪問看護療養費）

第五十六条の二 組合員が公務によらない病気又は負傷により、健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から同項に規定する指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けた場合において、組合が必要と認めるときは、その指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費を支給する。

2 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第八

（その額が現に食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から標準負担額を控除した金額の合算額（第一項の規定による場合には、当該合算額の範囲内で組合が定める金額）とする。

4 第一項又は第二項の療養費に係る療養に薬剤の支給（次に掲げるものを除く。）が含まれるときは、療養費の額は、前項の規定にかかわらず、定率支給標準額から当該薬剤の支給について健康保険法第四十条ノ八第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した金額を控除した金額（第一項の規定による場合には、当該金額の範囲内で組合が定める金額）とする。

一 健康保険法第四十三条ノ八第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める療養に伴う薬剤の支給

二（略）

三 健康保険法第四十三条ノ八第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める療養又は同法第四十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める療養に含まれる薬剤の支給

5（略）

（訪問看護療養費）

第五十六条の二 組合員が公務によらない病気又は負傷により、健康保険法第四十四条ノ四第一項に規定する指定訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から同項に規定する指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けた場合において、組合が必要と認めるときは、その指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費を支給する。

2 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第四

十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額から、その額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した金額とする。

3～7 (略)

(移送費)

第五十六条の三 (略)

2 移送費の額は、健康保険法第九十七条第一項に規定する厚生労働省令で定めるところによりされる算定の例により算定した金額とする。

(家族療養費)

第五十七条 (略)

2 (略)

3 被扶養者が三歳に達する日の属する月以前である場合における前項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

4 被扶養者(次項に規定する被扶養者を除く。)が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合における第二項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び「百分の八十」とあるのは、「百分の九十」とする。

5 第五十五条第二項第三号に掲げる場合に該当する組合員その他政令で定める組合員の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合における第二項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

6 第二項第一号、第三号又は第五号の療養(六歳未満の被扶養者又は前二項の場合に該当する被扶養者が受けたものを除く。)に薬剤の支

十四条ノ四第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額の百分の八十に相当する金額とする。

3～7 (略)

(移送費)

第五十六条の三 (略)

2 移送費の額は、健康保険法第四十四条ノ四第一項に規定する厚生労働省令で定めるところによりされる算定の例により算定した金額とする。

(家族療養費)

第五十七条 (略)

2 (略)

3 前項第一号、第三号又は第五号の療養(六歳未満の被扶養者が受けたものを除く。)に薬剤の支給(次に掲げるものを除く。)が含まれ

給（次に掲げるものを除く。）が含まれるときは、家族療養費の額は、第二項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号又は第五号に規定する金額（その金額が現に支払うべき療養に要した費用の額の百分の七十に相当する金額を超えるときは、当該百分の七十に相当する金額）から当該薬剤の支給について健康保険法第七十四条第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した金額を控除した金額とする。

一 健康保険法第七十四条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める療養に伴う薬剤の支給

二 健康保険法第七十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める療養又は同法第八十六条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める療養に含まれる薬剤の支給

7| 11| （略）

12| 前項において準用する第五十六条第一項又は第二項の規定により支給する家族療養費の額は、第二項から第六項までの規定の例により算定した金額（同条第一項の規定による場合には、当該金額の範囲内で組合が定める金額）とする。

13| 第五十五条第七項の規定は、第九項の場合において、療養につき第七項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき家族療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

（家族訪問看護療養費）

第五十七条の二（略）

2 家族訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第八十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額に次の各号に掲げる場合の区分に

るときは、家族療養費の額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号又は第五号に規定する金額（その金額が現に支払うべき療養に要した費用の額の百分の七十に相当する金額を超えるときは、当該百分の七十に相当する金額）から当該薬剤の支給について健康保険法第四十三条ノ八第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した金額を控除した金額とする。

一 健康保険法第四十三条ノ八第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める療養に伴う薬剤の支給

二 健康保険法第四十三条ノ八第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める療養又は同法第四十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める療養に含まれる薬剤の支給

4| 8| （略）

9| 前項において準用する第五十六条第一項又は第二項の規定により支給する家族療養費の額は、第二項又は第三項の規定の例により算定した金額（同条第一項の規定による場合には、当該金額の範囲内で組合が定める金額）とする。

10| 第五十五条第七項の規定は、第六項の場合において、療養につき第四項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき家族療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

（家族訪問看護療養費）

第五十七条の二（略）

2 家族訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第四十四条ノ四第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額の百分の七十に相当する金額

応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額とする。

一 次号から第四号までに掲げる場合以外の場合 百分の七十

二 被扶養者が三歳に達する日の属する月以前である場合 百分の八十

三 被扶養者（次号に規定する被扶養者を除く。）が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の九十

四 第五十五条第二項第三号に掲げる場合に該当する組合員その他政令で定める組合員の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の八十

3・4（略）

（保険医療機関の療養担当等）

第五十八条 保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関又はこれらにおいて診療若しくは調剤に従事する保険医若しくは保険薬剤師（健康保険法第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）は、同法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当たらなければならない。

2 指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業所（健康保険法第八十九条第一項に規定する訪問看護事業所をいう。第一百七条第二項において同じ。）の看護師その他の従業者は、同法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の指定訪問看護並びにこれに係る事務を担当し、又は指定訪問看護に当たらなければならない。

（療養に関する退職又は死亡後の給付）

第五十九条 組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者（以下「一年以上組合員であつた者」という。）が退

とする。

3・4（略）
（保険医療機関の療養担当等）

第五十八条 保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関又はこれらにおいて診療若しくは調剤に従事する保険医若しくは保険薬剤師（健康保険法第四十三条ノ二に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）は、同法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当たらなければならない。

2 指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業所（健康保険法第四十四条ノ五第一項に規定する訪問看護事業所をいう。第一百七条第二項において同じ。）の看護師その他の従業者は、同法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の指定訪問看護並びにこれに係る事務を担当し、又は指定訪問看護に当たらなければならない。

（療養に関する退職又は死亡後の給付）

第五十九条 組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者（以下「一年以上組合員であつた者」という。）が退

職した際に療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費（同法の規定によるこれらの給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条、第六十四条第三項及び第八十七条の五第一項において同じ。）は特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費（同法の規定によるこれらの給付のうち療養に相当する同法第七条第五項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条、第六十四条第三項及び第八十七条の五第一項において同じ。）は、施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この条、第六十四条第三項及び第八十七条の五第一項において同じ。）若しくは特例施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第七条第二十項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条、第六十四条第三項及び第八十七条の五第一項において同じ。）を受けている場合（一年以上組合員であつた者が退職した際にその被扶養者が老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費を受けている場合を含む。）には、当該病気（その原因となつた病気又は負傷を含む。）又は負傷についてこれらの給付（地方の組合の給付又は私立学校教職員共済

職した際に療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費（同法の規定によるこれらの給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条、第六十四条第三項及び第八十七条の五第一項において同じ。）は、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費（同法の規定によるこれらの給付のうち療養に相当する同法第七条第五項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条、第六十四条第三項及び第八十七条の五第一項において同じ。）は、施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この条、第六十四条第三項及び第八十七条の五第一項において同じ。）若しくは特例施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第七条第二十項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条、第六十四条第三項及び第八十七条の五第一項において同じ。）を受けている場合（一年以上組合員であつた者が退職した際にその被扶養者が老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費を受けている場合を含む。）には、当該病気（その原因となつた病気又は負傷を含む。）又は負傷についてこれらの給付（地方の組合の給付又は私立学校教職員共済

法による給付でこれらの給付に相当するものを含む。）の支給開始後五年を経過するまでの間、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。ただし、その期間内に他の組合の組合員（地方の組合でこれらの給付に相当する給付を行うものの組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）及び船員保険の被保険者を含む。以下この条及び第六十一条第二項において同じ。）の資格を取得したとき（家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費については、その被扶養者がその期間内に当該組合若しくは他の組合の組合員又はその被扶養者となつたときを含む。）は、その日以後は、この限りでない。

2・3 （略）

（出産費及び家族出産費）

第六十一条 （略）

2 （略）

3 組合員の被扶養者（前項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が出産したときは、家族出産費として、第一項本文の規定による出産費の金額の百分の七十に相当する金額を支給する。ただし、その金額が政令で定める金額に満たない場合には、当該政令で定める金額とする。

（日雇特例被保険者に係る給付との調整）

第六十五条 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族出産費又は家族埋葬料は、同一の病気、負傷、出産又は死亡に関し、健康保険法第五章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、特定療

法による給付でこれらの給付に相当するものを含む。）の支給開始後五年を経過するまでの間、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。ただし、その期間内に他の組合の組合員（地方の組合でこれらの給付に相当する給付を行うものの組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者（健康保険法第六十九条の七に規定する日雇特例被保険者を除く。）及び船員保険の被保険者を含む。以下この条及び第六十一条第二項において同じ。）の資格を取得したとき（家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費については、その被扶養者がその期間内に当該組合若しくは他の組合の組合員又はその被扶養者となつたときを含む。）は、その日以後は、この限りでない。

2・3 （略）

（出産費及び配偶者出産費）

第六十一条 （略）

2 （略）

3 組合員の被扶養者である配偶者（前項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が出産したときは、配偶者出産費として、第一項本文の規定による出産費の金額の百分の七十に相当する金額を支給する。ただし、その金額が政令で定める金額に満たない場合には、当該政令で定める金額とする。

（日雇特例被保険者に係る給付との調整）

第六十五条 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、配偶者出産費又は家族埋葬料は、同一の病気、負傷、出産又は死亡に関し、健康保険法第四章の二の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、

養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、出産育児一時金若しくは埋葬料の支給があつた場合には、その限度において、支給しない。

(任意継続組合員に対する短期給付等)

第二百二十六条の五 (略)

2~4 (略)

5 任意継続組合員が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日(第四号に該当するに至つたときは、その日)から、その資格を喪失する。

一~三 (略)

四 組合員(地方の組合で短期給付に相当する給付を行うものの組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者(健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。)及び船員保険の被保険者を含む。)となつたとき。

五 (略)

6 (略)

附則

(短期給付等に係る標準報酬の区分の特例)

第六条の二 第四十二条第一項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法第四十条第二項の規定による標準報酬の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより第四十二条第一項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうち最高等級の標準報酬の月額を、同法第四十条の規定による標準報酬等級のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。

2・3 (略)

(特例退職組合員に対する短期給付等)

特定療養費、訪問看護療養費、移送費、出産育児一時金若しくは埋葬料の支給があつた場合には、その限度において、支給しない。

(任意継続組合員に対する短期給付等)

第二百二十六条の五 (略)

2~4 (略)

5 任意継続組合員が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日(第四号に該当するに至つたときは、その日)から、その資格を喪失する。

一~三 (略)

四 組合員(地方の組合で短期給付に相当する給付を行うものの組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者(健康保険法第六十九条の七に規定する日雇特例被保険者を除く。)及び船員保険の被保険者を含む。)となつたとき。

五 (略)

6 (略)

附則

(短期給付等に係る標準報酬の区分の特例)

第六条の二 第四十二条第一項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法第三条ノ二の規定による標準報酬の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより同項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうち最高等級の標準報酬の月額は、同法第三条及び第三条ノ二の規定による標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。

2・3 (略)

(特例退職組合員に対する短期給付等)

第十二条 (略)

2・3 (略)

4 特例退職組合員は、同時に二以上の組合の組合員（地方の組合で短期給付に相当する給付を行うものの組合員、私学共済制度の加入者及び健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）を含む。）となることができない。

5～8 (略)

9 特例退職組合員は、第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員とみなして同条第三項、第四項及び第五項第一号の規定を適用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは「附則第十二条第一項」と、同条第五項第一号中「任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過したとき（次号に規定する者を除く。）」とあるのは「老人保健法の規定による医療を受けることができるに至つたとき、又は国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなつたとき」と読み替えるものとする。

10・11 (略)

(健康保険法等との関係)

第十三条の四 特例継続組合員（第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員である者を除く。次項において同じ。）は、健康保険法第二百条の規定の適用については、同条第一項に規定する共済組合の組合員でないものとみなす。

2 (略)

第十二条 (略)

2・3 (略)

4 特例退職組合員は、同時に二以上の組合の組合員（地方の組合で短期給付に相当する給付を行うものの組合員、私学共済制度の加入者及び健康保険の被保険者（健康保険法第六十九条の七に規定する日雇特例被保険者を除く。）を含む。）となることができない。

5～8 (略)

9 特例退職組合員は、第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員とみなして同条第三項、第四項並びに第五項第一号、第二号及び第四号の規定を適用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは「附則第十二条第一項」と、同条第五項第一号中「任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過したとき（次号に規定する者を除く。）」とあるのは「老人保健法の規定による医療を受けることができるに至つたとき」と読み替えるものとする。

10・11 (略)

(健康保険法等との関係)

第十三条の四 特例継続組合員（第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員である者を除く。次項において同じ。）は、健康保険法第十二条の規定の適用については、同条第一項に規定する他の法律に基づき共済組合の組合員でないものとみなす。

2 (略)